

## 撮影申請フロー

館内、ビル敷地、及び隣接する歩道部分での撮影にあたって当社への事前申請が必要です。  
下記注意事項、フロー図をご参照の上、ご申請ください。

### 注意事項一般

- ✓撮影3営業日前(土日祝除く)までに申請をお願い致します。
- ✓撮影内容によってはお受けできかねる場合がございます。余裕をもった申請をお願い致します。
- ✓館内、ビル敷地に限らず、ビル敷地に隣接する歩道部分での撮影の際も申請が必要です。  
また歩道部分での撮影は当社申請前に所定の官庁へご相談ください。(丸の内警察署 TEL:03-3213-0110)

